

令和6年度 出資法人経営評価表

法人名 (公財)滋賀県暴力団追放推進センター

1 人員、県の人的関与の状況

(単位：人)

①会員の状況（一般・公益社団法人のみ）		R4年度	R5年度	R4→R5増減				
②役員の状況		R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度			
評議員総数		6	6		6			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
理事総数		6	6		6			
	うち県職員（特別職を含む。）	2	2		2			
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
	うち常勤役員数	1	1		1			
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
監事総数		2	2		2			
	うち県職員（特別職を含む。）							
	うち県退職職員（OB）	1	1		1			
	うち常勤監事数							
	うち県退職職員（OB）							
報酬額・年齢								
常勤役員の平均年齢								
常勤役員の平均報酬（年額）（千円）								
役員の報酬総額（年額）（千円）								
③職員の状況		R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度			
職員総数		2	2		2			
	常勤職員		2	2		2		
		プロパー職員	2	2		2		
		うち県退職職員（OB）	1	1		1		
		県等からの派遣職員						
		うち県派遣職員						
	臨時・嘱託職員							
		うち県退職職員（OB）						
	非常勤職員							
		うち県派遣職員						
うち県退職職員（OB）								
プロパー職員の平均年齢		56.0	57.0	1.0	58.0			
プロパー職員の平均給与（年額）（千円）		2,367	2,483	116	2,866			
職員の給与総額（年額）（千円）		4,733	4,967	234	5,731			
プロパー職員の年代別職員数		10代	20代	30代	40代	50代	60代～	合計
(令和6年度当初実数)						1	1	2

2 県の財政的関与の状況

(単位：千円)

項 目		R4年度	R5年度	R4→R5増減	R6年度	備考(R6内訳)	
県からの年間収入額	補助金	事業費補助金	2108	1633	△ 475	2300	県補助金（法人事業活動に対する補助金）
		運営費補助金					
	負担金						
	委託料	840	830	△ 10	882	県委託料（法人が実施する不当要求防止責任者講習に対する委託料）	
	その他						
合計		2948	2463	△ 485	3182		
年度末残高	県からの借入金						
	県からの損失補償・債務保証						
短期貸付金の金額（期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの）							

区分	評価項目	評価内容	該当項目に○			出資法人の所見	県の所見
			R3	R4	R5		
自立性	知事・副知事の代表者への就任状況	知事・副知事が法人の代表者へ就任していない	○	○	○	名誉会長として、県下の暴排業務に功労があった団体、個人への表彰の授与、暴排県民大会への臨席を賜っている。	今後も知事・副知事の就任は認められない。
		知事・副知事が法人の代表者へ就任している					
	県派遣職員の状態	当期末において県派遣職員はない	○	○	○	暴対法に則り、警察官OB2名が暴力追放相談委員として常駐し、暴力相談の受理、不当要求防止責任者講習等の暴排活動を実施している。	暴力追放相談委員として警察OB2名が常駐しているのは、暴対法等に則った条件に適応する人材を従事させているもので、暴排センターの業務内容から考慮しても妥当であることから、今後も継続していくことになる。
		常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県派遣職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県派遣職員の割合が前期に比べ上昇した。					
	県退職職員の就任状況	当期末において県退職職員はない					
		常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ低下した。 常勤職員に占める県退職職員の割合は前期と概ね同程度 常勤職員に占める県退職職員の割合が前期に比べ上昇した。	○	○	○		
県財政支出の状況	当期末において県の財政支出はない。				県からの短期貸付金はこれまでから無く、健全性を維持している。	貸付金は皆無である。 県財政支出の主なものは、事業活動費を補填する「県補助金」であるため、今後、寄附金収入増額に努める必要がある。	
	経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ低下した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が前期に比べ上昇した。 経常収益に占める県の財政支出の割合が2期連続で上昇した。	○	○	○			
短期貸付金の金額(期間中の県からの借入れで、同一年度に貸付けと返済の双方が行われるもの)の状況	当期間中において県の短期貸付けはない	○	○	○			
	県の短期貸付けの額が2期連続で減少した。 県の短期貸付けの額が前期に比べ減少した。 県の短期貸し付けの額が前期と同額である。 県の短期貸付けの額が前期に比べ増加した。 県の短期貸付けの額が2期連続で増加した。						
損失補償の状況	当期末において県の損失補償・債務保証はない	○	○	○			
	県の損失補償・債務保証の額が2期連続で減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ減少した。 県の損失補償・債務保証の額が前期と同額である。 県の損失補償・債務保証の額が前期に比べ増加した。 県の損失補償・債務保証の額が2期連続で増加した。						
透明性	情報公開規程の整備状況	規程を整備している。	○	○	○	ホームページを開設し、定款、役員名簿、事業計画、事業報告、収支予算及び決算等を開示している。また情報公開規程、文書管理規程を整備し、この規程に則って文書を管理している。	法律に基づく財務諸表の備え付けや業務監査については、会計の専門家に指導を受けている。 加えて、ホームページを活用した情報公開も的確に実施されており、今後も継続していく必要がある。
		規程を設けていない。					
	情報公開の実施状況	規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					
		ホームページ等により不特定の者に対し情報公開を行っている。 不特定の者に対し情報公開を行っていない。	○	○	○		
	文書管理規程の整備状況	規程を整備している。		○	○		
		規程を設けていない。 規程を設けていない(県の資本金等の割合が1/2未満)。					
文書管理の実施状況	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っている。		○	○			
	情報公開の資料に係る文書の作成、整理、保存等を行っていない。						
会計専門家の関与状況	作成した財務諸表について、会計監査人監査を受けている、または、財務諸表の作成過程で、会計の専門家の指導・助言を受けている。	○	○	○			
	会計の専門家による監査・指導・助言等は受けていない。						
業務監査の実施状況	業務監査を実施している。	○	○	○			
	業務監査を実施していない。						

	出資法人の総合的評価・対応		県による総合的評価・対応	
事業に関する事項	主事業である暴排啓発活動、相談業務、不当要求防止責任者講習を継続して実施している。		新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類から5類に変更されたことを踏まえ、さらに業務の合理化、効率化を勘案した事業を実施していく必要がある。	
財務に関する事項	現在の資金運用は、国債等債券の利息、賛助会員からの寄附金、県からの補助金となっているが、近年の経済情勢や国際情勢による物価高騰により、これまでの国債等の償還時期での更新を続けていくことが困難になり、昨年度は慎重かつ十分な検討の上、低金利であった国債の一部買換を実施し、利息収入が増加した。しかしながら、今後の補助金の減少を見据え、新規賛助会員の獲得による寄附金増額に努めていく必要がある。		国債等の利息収入により事業を実施しているものであるが、的確な資産運用及び事業計画が図られており、設立当初から今日に至るまで、その業務で借入等の負債を抱えたことはない。しかし、県の関与の縮小(補助金の削減)は喫緊の課題であり、新たな賛助会員の勧誘や国債の運用方法等、自助努力による運用が必要となる。	
行政経営方針実施計画に関する事項 ※実施計画は次頁参照	ホームページの開設や不当要求防止責任者講習、各種イベント開催時における啓発活動等の機会を利用して、当県における暴力団排除の重要性を唱えた上での賛助会員の募集活動を実施した結果、会員数、寄附金額ともに前年度を上まわった。しかしながら、自助努力を進める上では十分な額とはならないため、今後も <ul style="list-style-type: none"> ・会費未納会員に対する個々の働きかけ ・既存会委員に対する口数の増加依頼 ・各種会合の機会を利用した新規会員の募集 を継続実施していく必要がある。		県の関与の縮小に繋がる賛助会員の拡大については、あらゆる手段により暴追センターの活動を周知してもらい、賛同を得る必要がある。 チラシや啓発品についても、既に暴追センターと関わりのある会員等だけではなく、一般県民に対して配布して周知できるよう、あらゆる活動機会を通じて配布している。	
	実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況		実施計画に定める「具体的な取組内容」の進捗状況	
	賛助会員拡大に向けた具体的な取組内容として、当センターの認知度を高めるために、企業等のホームページにセンターホームページのバナー貼付を依頼し、令和5年度は新たに6社のホームページに貼付した。また巡回相談所開設のポスター掲示箇所について新たに量販店の店舗4店にポスターを掲示した。その他これまでから実施しているとおり、企業等の担当者が集まる不当要求防止責任者講習や各種会合の席において、県下における暴力団情勢を説明した上で、暴排の必要性を唱え、賛助会への入会募集に努めた。		暴追センターの活動を周知してもらうために、ホームページへリンクするためのバナーを登録する企業やポスター等の掲示箇所の増加に努めている。	
	実施計画に定める目標	左の実績	実施計画に定める目標	左の実績
	<ul style="list-style-type: none"> ・賛助会員数の拡大 令和4年度 240件 → 令和8年度 290件 ・ポスター掲示箇所 令和4年度から8年度で20件の増加 ・ホームページリンク先企業(バナー貼付) 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度末 252件 → 令和5年度末 254件 ・令和4年度5件、5年度4件獲得 ・令和4年度5社、5年度6社獲得 		
総合所見	経済情勢や世界情勢が相変わらず厳しい中、昨年度新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行されたことから、少しずつではあるが賛助会員数、寄附金額が増加傾向にある。引き続き上記施策を積極的に講じながら賛助会員、寄附金額の増加に努めることとする。		新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置づけが2類から5類に移行されたことで、各種活動の制限が緩和されたため一定の効果が得られたと思われる。 今後も暴追センターの活動内容を県民に広く積極的にアピールし、自助努力に向けた賛助会員の拡大や費用対効果が得られる画期的な活動に取り組む必要がある。	

【参考資料】

財務諸表等へのリンク

<http://www.shiga-boutsui.jp/>

※行政経営方針実施計画(2023年度～2026年度)

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	暴力団排除は依然社会にとって、県民の安心できる生活を維持していく上で必要不可欠のものであり、県（警察）と県民との橋渡しの役割を果たす当センターの役割は重要である。また県の関与の縮小を念頭に「自立性の拡大」に努めているが、平成5年度には新型コロナウイルス感染症が2類から5類に移行したことから、賛助会員数、寄附金額ともに少しずつではあるが増加に転じており、今後も当法人が存在する必要性を含めた、知名度を上げる各種施策を引き続き実施していく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 ホームページを効率的に活用する。【出資法人】						○ホームページリンク先企業 令和4年度 5社 → 令和8年度 25社 (年5社増設)
2 出張相談所開設事業の充実に向けて、広報等周知方法を検討する【出資法人】						○ポスター掲示箇所 令和8年度において、令和4年度からの20件の増加とする
3 賛助会員拡大に向けて、企業等への講習、不当要求責任者講習の席において、継続した暴排の必要性を説明し賛助会員を募る。【出資法人】						○賛助会員数 令和4年度 240件 → 令和8年度 290件 (年10件増)
4 賛助会員の拡大に向けて、会員になることのメリットを増やす。【出資法人】						
備考						